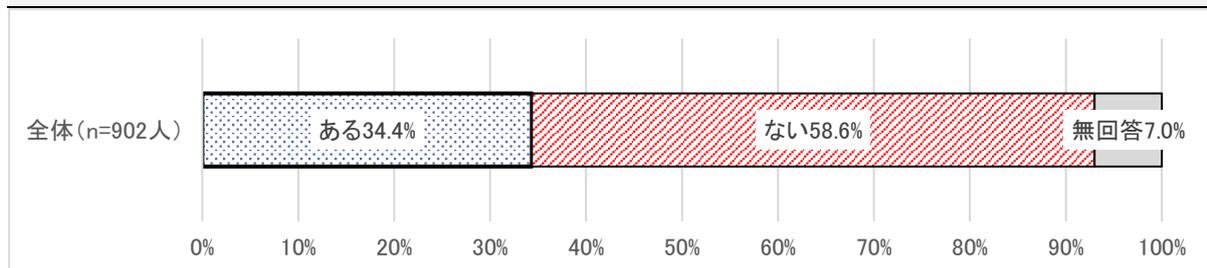


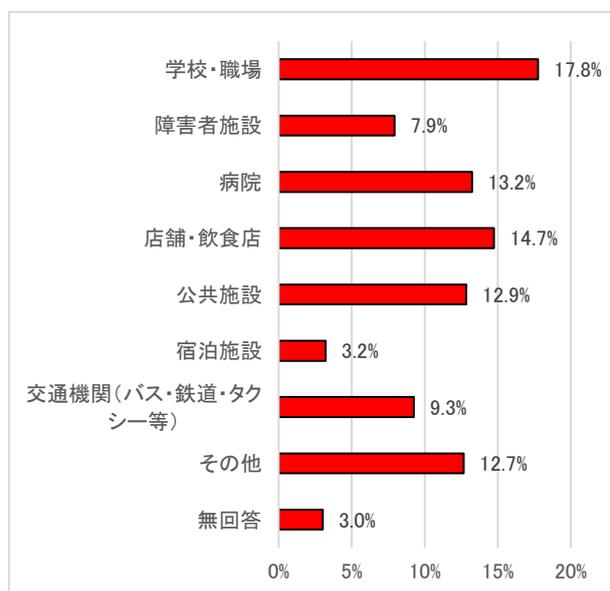
参考資料

1 アンケート調査の主な結果

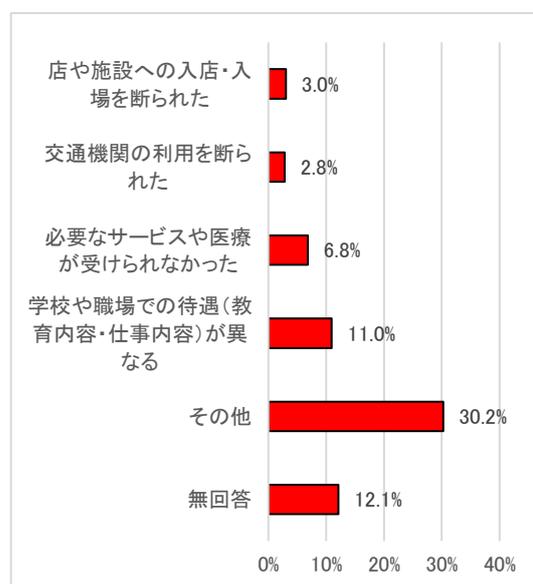
▼障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか



○差別や嫌な思いを受けた場所（複数回答）

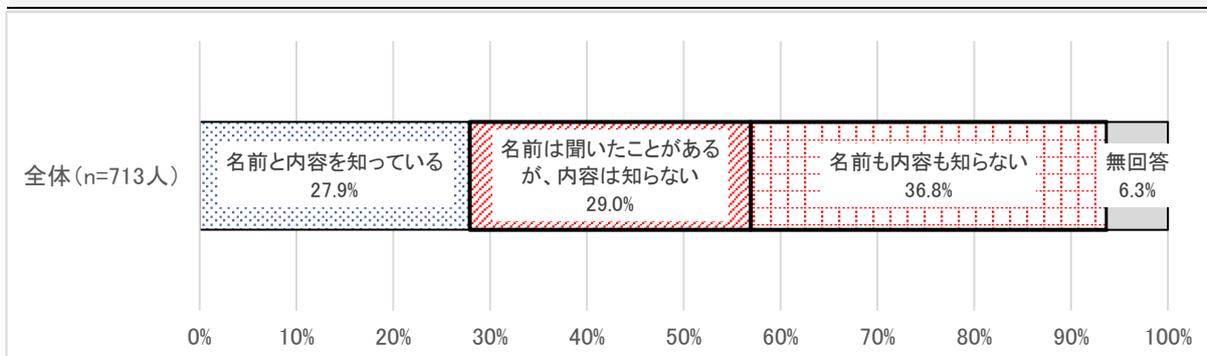


○差別や嫌な思いを受けた内容（複数回答）



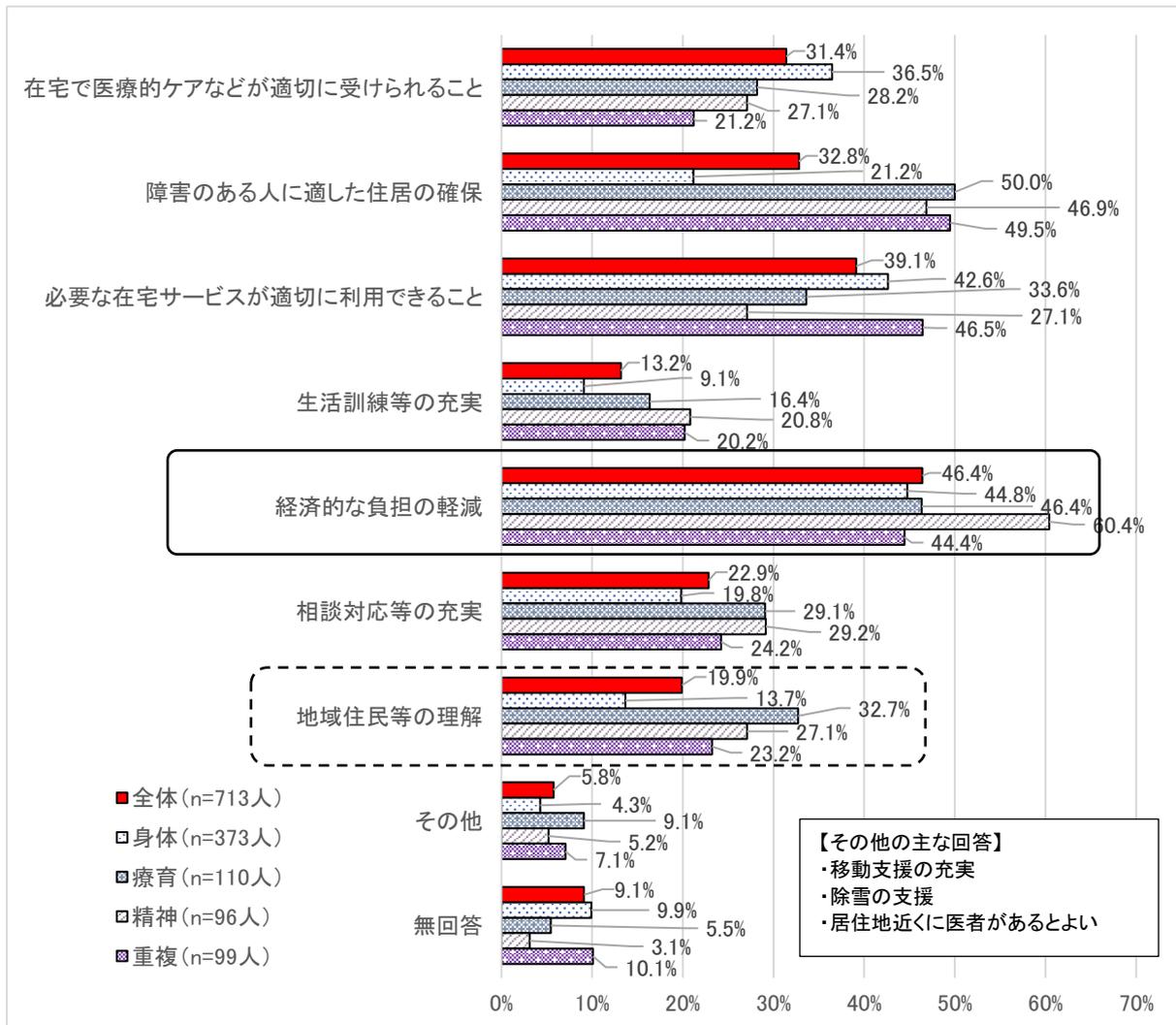
- ・場所は「学校・職場」が最も多い。
- ・内容は「学校や職場での待遇が異なる」のほか、「その他」として、じろじろ見られた、笑われたなど態度によるものが多い。

▼成年後見制度について（18歳以上の方 n=713人）



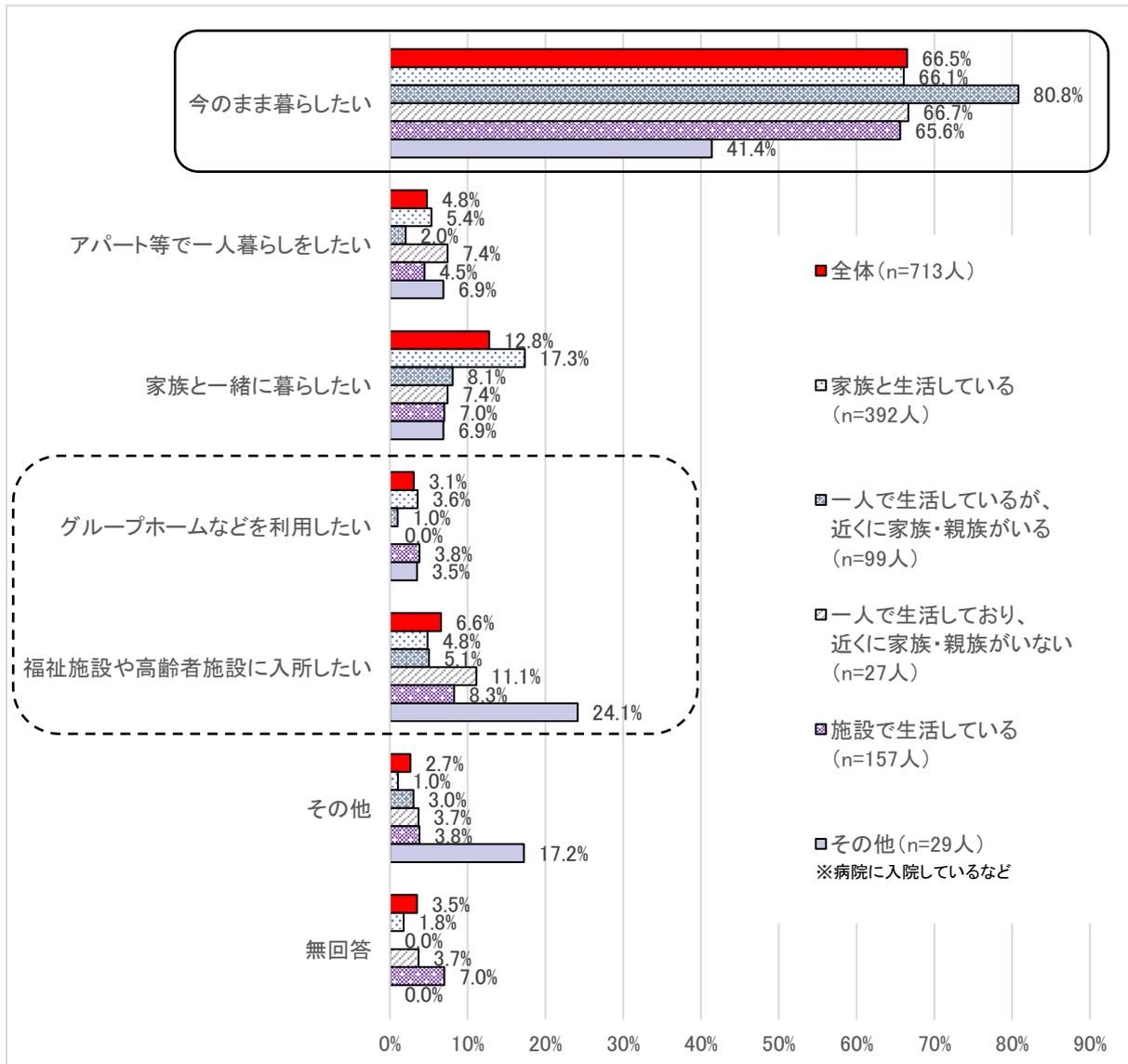
- ・「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」「名前も内容も知らない」の合算値は65.8%である。

▼地域で生活するために必要な支援は何か（18歳以上の方 n=713人・複数回答）



- ・全体としては「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多い。
- ・身体障害者手帳の保持者においても、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多い。
- ・療育手帳の保持者においては、「障害のある人に適した住居の確保」が最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が多い。また、「地域住民等の理解」の項目については、全体と比べて高い数値となっている。
- ・精神障害者保健福祉手帳の保持者においては、「経済的な負担の軽減」が最も多く、次いで障害のある人に適した住居の確保が多い。
- ・複数の手帳の保持者においては、「障害のある人に適した住居の確保」が最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多い。

▼今後どのように暮らしたいか（18歳以上の方 n=713人・生活実態別）



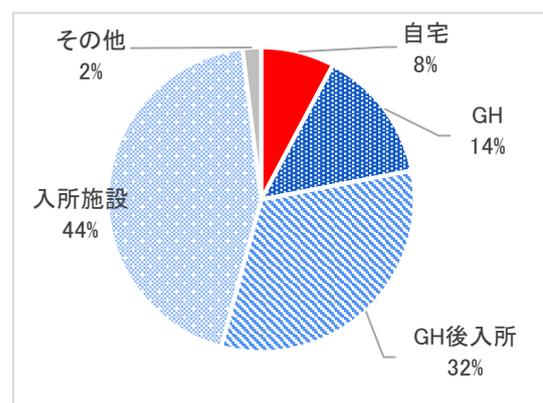
- ・どの生活実態においても「今のまま暮らしたい」が最も多い。
- ・全体の「グループホームなどを利用したい」「福祉施設や高齢者施設に入所したい」の合算値は9.7%である。

○手をつなぐ育成会の生活介護利用者向けのアンケート結果

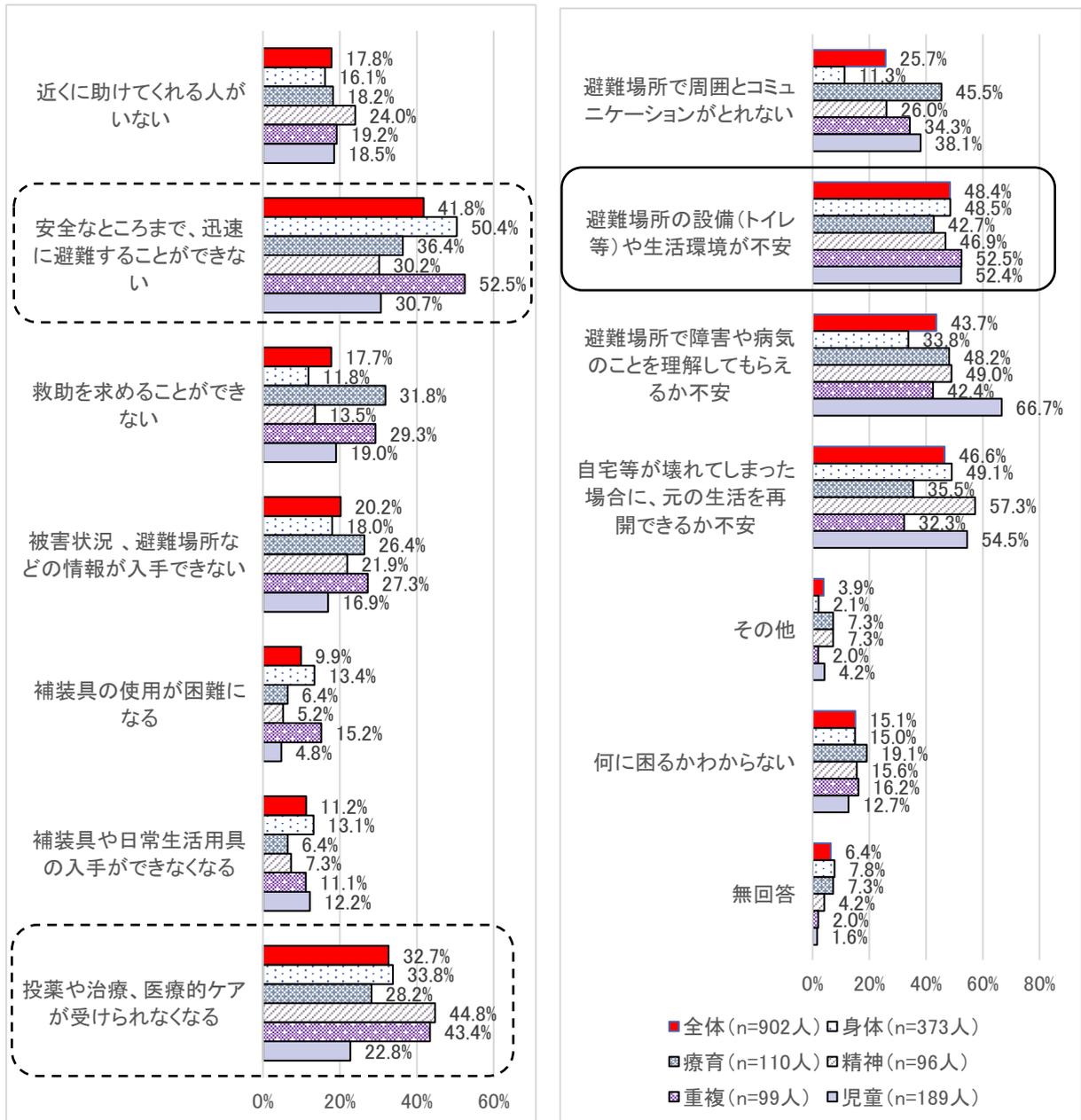
「親亡き後」を考えての将来の住まいについて

自宅	12人
グループホーム	22人
グループホーム後に入所施設	50人
入所施設	68人
その他	3人

その他：病院、未定、無回答

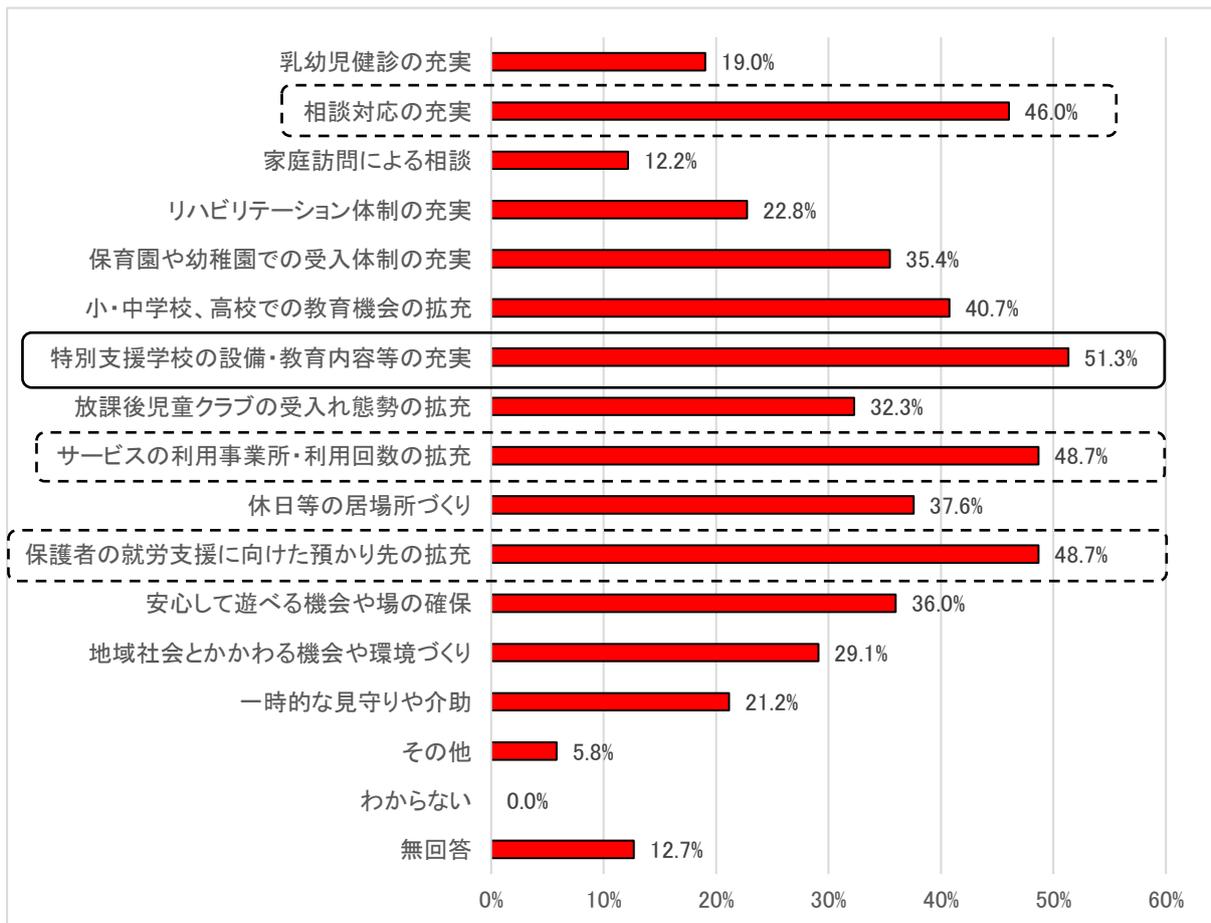


▼災害時に困ること（複数回答）



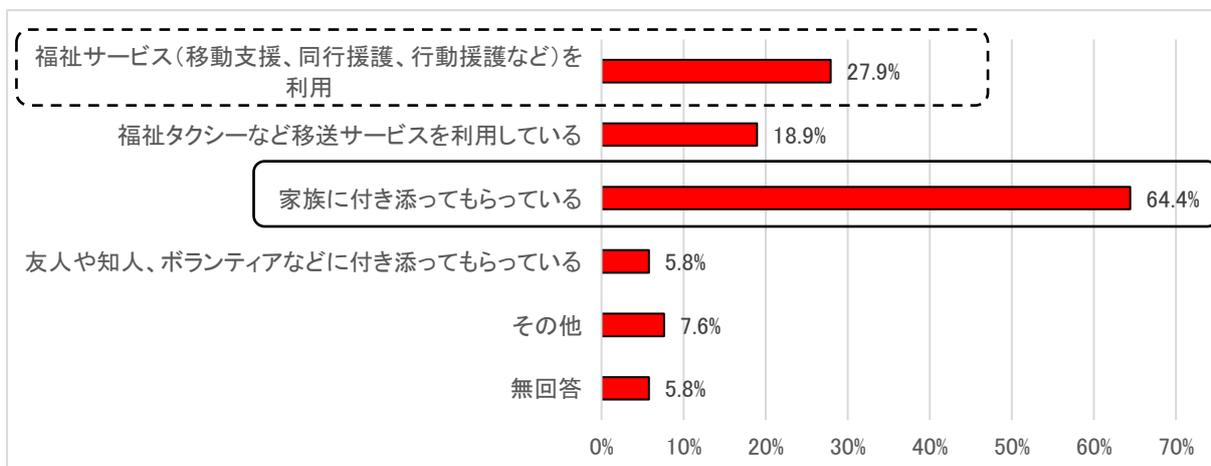
- ・全体としては「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が最も多い。
- ・身体障害者手帳、又は複数の手帳の保持者においては、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が50%超である。

▼障害のある子どものために、特に重要と思うもの
(障害児通所サービス利用者 n=189人・複数回答)



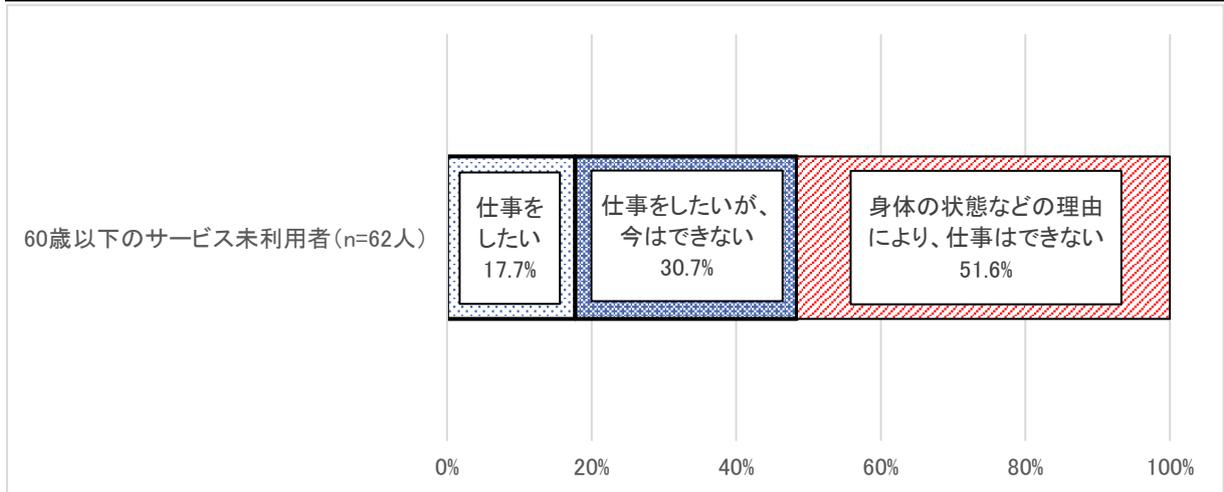
- ・「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」が最も多い。
- ・「相談対応の充実」「サービスの利用事業所・利用回数の充実」「保護者の就労支援に向けた預かり先の拡充」も45%超である。

▼どのように外出しているか (18歳以上の方で外出時に支援が必要な方 n=433人)



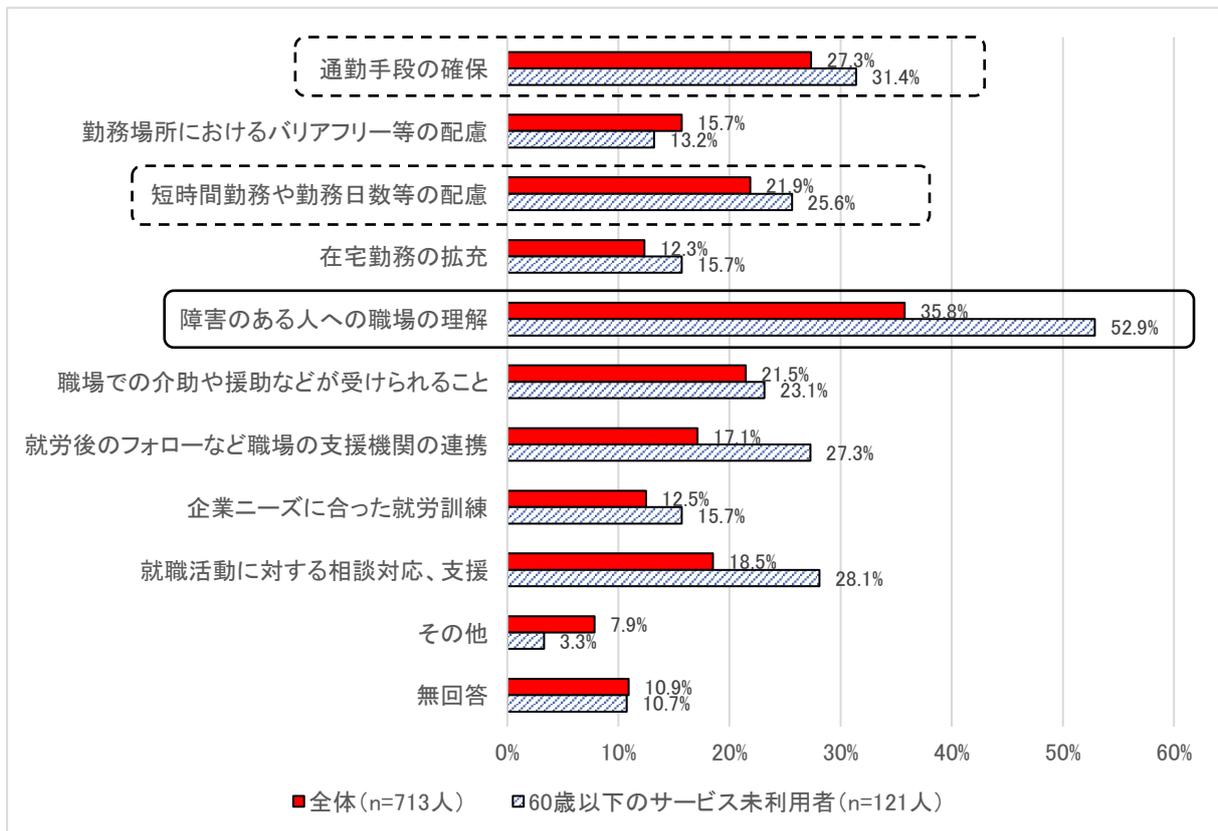
- ・「家族に付き添ってもらっている」が最も多く、次いで「福祉サービスを利用」が多い。

▼今後、収入を得る仕事をしたいか



- ・ 60歳以下のサービス未利用者において、「仕事をしたい」「仕事をしたいが、今はできない」の合算値は48.4%である。

○就労するために必要な支援は何か（18歳以上の方 n=713人・複数回答）



- ・ 全体及び60歳以下のサービス未利用者の両方とも、「障害のある人への職場の理解」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」が多い。
- ・ 60歳以下のサービス未利用者においては、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」「就労後のフォローなど職場の支援機関の連携」「就職活動に対する相談対応、支援」も25%超である。

2 策定経過

年月日	会議等の名称	内容
令和5年1月	障害福祉サービス提供法人及び障害者団体向けアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法人…施設整備の予定、利用者から寄せられる困りごと、地域課題など ・団体…希望する支援策、会員の困りごと、地域課題と方策など
令和5年4月5日～21日	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の生活実態や福祉サービス等に対するニーズを調査
令和5年5月26日	令和5年度第1回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市自立支援協議会について ・障害(児)福祉計画の基本的な考え方について ・計画策定のスケジュールについて ・法人、団体向けアンケートの結果について
令和5年7月25日	令和5年度第2回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査アンケートの結果について ・前期計画の検証について ・計画の骨子(案)について
令和5年9月28日	令和5年度第3回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の素案について
令和5年11月28日	令和5年度第4回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について
令和5年12月19日	市議会厚生常任委員会所管事務調査	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について
令和5年12月25日～令和6年1月23日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について意見募集
令和6年2月26日	令和5年度第5回上越市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(最終案)について
令和6年3月末	計画策定	

3 上越市自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 関係機関等が相互に連絡を図り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うことにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに資するため、上越市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) 地域における障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）の現状及びニーズの把握に関すること。
- (2) 障害者等に係る相談支援（以下「相談支援」という。）における困難事例の共有及び対応策の検討に関すること。
- (3) 障害者等に係る地域課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- (4) 相談支援を行う事業者の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (5) 上越市障害者福祉計画の評価及び見直しに関すること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 相談支援を行う事業者
- (2) 障害者福祉サービスを行う事業者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 就労及び雇用関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 障害者又は障害者団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、障害者等に係る地域課題を抽出し、及び対応策を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、各部会に係る委員その他会長が必要と認める人をもって組織し、各部会で設定したテーマについて議論を行う。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年11月19日から実施する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の実施の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

4 上越市自立支援協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	所属等	氏名	備考
相談支援を行う事業者	(福) 上越福祉会 障害児(者)相談支援センターかなや 次長	平原 朝子	
	(福) みんなでいきる みんなでいきる相談センター センター長	江部 健幸	
	(福) さくら園 障がい者就業・生活支援センターさくら 所長	樺澤 聡子	
	(福) やまびこ会 相談センターやまびこ センター長	中屋 万里子	
障害福祉サービスを行う事業者	(福) さくら園 つばき工房 所長	小林 俊一	
	(福) 上越つくしの里医療福祉協会 つくし工房 管理者	山口 和久	
	(福) みんなでいきる 理事	片桐 公彦	副会長
	(福) 上越福祉会 かなやの里更生園 生活支援課長	植木 百合子	
	(福) 上越頸城福祉会 夕映えの郷 障害支援課長	岩佐 雅恵	
	(福) 上越市社会福祉協議会 ヘルパーステーション上越 管理者	重野 美幸	
保健及び医療関係者	(独) 国立病院機構さいがた医療センター病院 医療社会事業専門職	阿部 義隆	
就労及び雇用関係者	上越公共職業安定所 統括職業指導官	芋川 岳宏	
教育関係者	新潟県立高田特別支援学校 進路指導主事	池亀 浩子	
障害者又は障害者団体関係者	上越心身障害者福祉団体連合会 理事	吉田 浩	
	上越心身障害者福祉団体連合会 監事	松原 義一	
学識経験者	新潟県立看護大学 副学長	大久保 明子	会長
	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長	富井 美穂	
その他市長が必要と認める人	保護者	西山 貴也	

※任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

上越市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行 上越市
編集 上越市健康福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025)520-5694 FAX (025)525-5157

E-mail: fukusi@city.joetsu.lg.jp